

# 健康保険任意継続被保険者資格取得申請書（前納用）

常務理事	事務長	課長	課長代行	係長	係

標準報酬月額上限額は、「360千円」です。

## 太枠内のみご記入ください

【資格取得要件について】

- 被保険者でなくなった日の前日までに、継続して2箇月以上の被保険者であったこと。
- 被保険者でなくなった日から20日以内に申請しなければならないこと。  
ただし、初回保険料を当組合が指定する日までに納付しない場合は、資格を取り消します。  
保険証発行までの流れにつきましては、下記をご参照ください。

エ、ウ、イ、ア、  
前納用納付書が送付されます。  
この申請書は、FAX送信（03-3662-9955）でもかまいません。  
印欄は、記入しないでください。  
この申請書は、保険料を前納により入金される方のみ使用してください。保険証交付の際、初回保険料用。  
申請に関してわからないことがある時は、業務課（03-3662-9951）までお問い合わせください。

健康保険被保険者証記号・番号	記号	決定番号		
	番号			
資格喪失年月日（退職日の翌日を記入）	平成・令和	年	月	日
資格喪失時の標準報酬月額	千円	決定標準報酬月額	千円	
資格喪失日前まで被保険者として使用されていた事業所	名称	所在地	資格喪失日前まで被保険者として使用されていた事業所での資格取得年月日	昭和・平成・令和 年 月 日
				性別 男・女
組合の名称	伊藤忠連合健康保険組合		【備考欄】	
保険料前納期間	ア、半期前納（9月まで・3月まで） イ、全期前納（3月まで）			
給付金等の振込み口座（当組合より給付金等を振込みする際に使用いたしますので本人名義の口座をご記入ください。）	(フリガナ) 銀行番号： 銀行	(フリガナ) 店番号： 支店	普通 口座 番号	カタカナでご記入ください。
引続き被扶養者として加入する場合のみご家族をご記入ください。また、引続き別世帯で居住する被扶養者には、で囲んでください。	性別	被扶養者氏名	生年月日	続柄
	男女	SH R	. .	男女
	男女	SH R	. .	男女
	男女	SH R	. .	男女
【保険料前納制度について】(1) 保険料の前納期間... 4月から9月まで若しくは10月から翌年3月までの6月間又は、4月から翌年3月までの12月間を単位として前納することができます。例えば、6月1日に資格取得する場合は、7月から9月まで若しくは10月から翌年3月まで、又は、7月から翌年3月までの9月間を前納することができます。(6月分は前納できません) (2) 前納割引...前納期間の各月に年利4.0%の複利現価法により算出された額。				入金日
上記のとおり申請します。				令和 年 月 日
伊藤忠連合健康保険組合 理事長 殿				電話 ( )
あなたは、会社を退職後インターネット（携帯は除く）の利用できる環境をお持ちですか。 「はい」と回答された方には後日仮パスワード通知書をお送りします。				はい ・ いいえ

【保険証発行までの流れ】 申請書を送付又はFAX 在職時の保険証を事業所へ返却 事業所が喪失届と保険証を当組合宛送付 喪失の処理後、新保険証・納付書・案内文をご自宅へ送付